

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		保育施設の入所決定処分
根拠法令及び条項		児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項の規定による読替後の法第24条第3項 ③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。
所管部課係名		こども未来部保育課入所係
審 査	関係条項	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第24条 第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。
	基準 （未設定の場合はその理由）	1 認可保育施設を利用するために必要な「家庭において保育を受けることが困難な事由」 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号） （法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由） 第一条の五 法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。※本市では月52時間以上と規定 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。 七 次のいずれかに該当すること。 イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在
準		

		<p>学していること。</p> <p>ロ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>八 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)</p> <p>九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</p> <p>2 本市において保育施設の利用調整に当たって「保育施設入所選考基準表」を定め、毎年公表している。この基準表に定めた保育の必要性の事由に応じた基準点数、調整事由に応じた調整点等の客観的な指標に基づき、保育を受ける必要性が高い児童から順に入所決定処分を行い、施設の定員を超過した場合に入所保留処分を行っている。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	4月1日入所一次選考 総日数 90日 その他の入所選考 総日数 15日
	設 定 等 年 月 日	令和3年6月1日設定 (年 月 日最終変更)